

平成29年（2017年）6月30日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 小 田 伸 次

〃 福 岡 誠 志

〃 宍 戸 稔

〃 杉 原 利 明

〃 横 光 春 市

〃 弓 掛 元

〃 重 信 好 範

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める決議（案）の提出について

三次市議会会議規則第14条の規定により，上記決議（案）を次のとおり提出する。

発議第 3 号

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める決議（案）

自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させている。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手への技能承継がなされず、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されている。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの整備・維持・更新にも支障が生じかねない。低額発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招く。埼玉県ふじみ野市（2006年）や大阪府泉南市（2011年）で起きたプールでの児童の死亡事故は、低額発注と管理・運営の丸投げによって、必要なスキルをもった労働者が現場に配置されなかったことが事態を深刻化させた。また、各地で低額発注に起因する手抜き工事・点検で、建造物が崩落する事故も発生している。更に低賃金による労働者不足などで建設産業そのものが疲弊し、地域経済の維持に警鐘が發せられ、老朽化している生活関連インフラの改修すらできない事態が起きている。

その打開のため国土交通省は、2013年から2016年にかけて公共工事設計労務単価を全職種平均で34.7パーセント（東日本大震災被災地では50.3パーセント）引き上げ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請した。これによって、公的機関からの工事発注単価は改善されたが、元請企業や中間業者に「中抜き」、改善されない重層下請け構造などによって、現場の労働者に届いていないのが現状である。現場労働者の処遇は、政府の意図どおりには改善されていない。更にアウトソーシングや指定管理の現場で働く多くの労働者の賃金は、最低賃金に接近している。

こうした実態を改善するために、今、「公契約条例」の制定が各地に広がっている。公契約条例の目的は、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共

サービスの質の確保，事業者の健全経営，労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し，地域循環型経済の確立をめざし，市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものである。

住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために，ダンピング受注を廃して適正価格による発注を実施し，労働者の労働条件を改善することが緊急に必要である。更に人手不足の拡大によって，必要な行政サービスが確保できないような事態は避けなければならない。

よって，三次市議会は執行者に対し，発注する公共工事や業務委託について，執行者が適切と考える賃金・報酬が，事業に従事する労働者に確実に支払われるよう，公契約条例を制定することを求める。

以上のとおり決議する。

平成29年（2017年）6月30日

三 次 市 議 会